

8東彼杵町規則第20号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和３９年規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（支給の始期及び終期等） 第１８条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第１３条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月_____から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第１１条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月_____から行うものとする。 ２ 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月_____から支給額を改定する。</u> （１） <u>通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）</u> 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の	（支給の始期及び終期_____） 第１８条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第１３条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月<u>の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第１１条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月<u>の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から行うものとする。 ２ 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、<u>その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改正する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。</u> 〔新設〕

<u>生じた日の属する月（当該改定に係る第11条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）</u>	
<u>（2） 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>	〔新設〕
<u>（3） 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月</u> <u>ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして町長が定める場合 町長の定める月</u> <u>イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月</u>	〔新設〕
<u>3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、町長が定める。</u> （時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当の支給） 第26条 前条の規定により支給する宿日直手当の額は、その勤務1回につき<u>4, 700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>2, 350円</u>とする。	〔新設〕 （時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当の支給） 第26条 前条の規定により支給する宿日直手当の額は、その勤務1回につき<u>4, 400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>2, 200円</u>とする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。